

国際コンテンツビジネスプロデューサー人材育成事業における 海外企業実務研修制度公募要項

公益財団法人ユニジャパン

1. 概要

公益財団法人ユニジャパンでは、経済産業省の委託事業（平成 27 年度コンテンツ産業強化対策支援事業（若手人材発掘育成・国際ネットワーク構築事業））の一環として、国際的に活躍できる「国際コンテンツビジネスプロデューサー」の育成を目的として、海外のコンテンツビジネス関連企業における実務研修制度を実施いたします。

日本のコンテンツは世界的に高い評価を得ているものの、必ずしも産業としての積極的な国際展開が行われていない状況にあります。世界のコンテンツ市場においてビジネスを進めていくためには、国際的なコンテンツビジネスのスキルを身につけた人材が必要不可欠ですが、国内の教育機関や企業内でのこれらの教育体制は十分とは言えません。

一方、海外の有力なコンテンツビジネス関連企業の多くは、若手人材に実際の業務に携わってもらいながら経験を積んでもらうインターンシップ制度を導入しており、社会的な人材育成基盤となっているケースも数多く見られます。

本事業においては、日本コンテンツのさらなる国際展開および国際共同製作を推進するために、国際的なコンテンツビジネスの知識とスキルを有した人材を育成することを目的とした海外企業実務研修制度を設け、海外のコンテンツビジネス関連企業等における資金調達・契約・マーケティングといったプロデュース業務に関連した実務研修（インターンシップ）に対する支援を実施いたします。

本制度では、海外企業における実務研修への参加希望者を公募・選考し、海外の有力なコンテンツビジネス関連企業等に対する紹介を行います。そして、実務研修の実施が決定した対象者については、実務研修の実施状況や実践的な国際人材育成を進めるために必要な情報等をまとめた月次調査報告書の提出等を条件として、所定の調査費が支給されます。

2. 実務研修実施先および研修内容

○実務研修実施先

実務研修を実施するのは、国際的なコンテンツビジネスに関連した業務を行っており、プロデューサーとして必要な実務経験を得ることができる海外のコンテンツビジネス関連企業や制作現場となります。具体的な実務研修実施先については非公開とします。また、実務研修を通じて知り得た秘密情報等については、守秘義務を順守していただきます。

また、事務局による紹介によらず、独自に海外のコンテンツビジネス関連企業におけ

る実務研修の実施を検討しており、本制度による支援を希望される場合には、別途事務局までお問い合わせください。

○研修内容

市場調査、マーケティング、プロモーション、脚本開発、映画製作、テレビ番組製作、デジタルコンテンツ製作、アニメーション製作といった、国際的なコンテンツビジネスに関連する実務に携わる研修を行います。

なお、研修内容・研修期間や支給される調査費等の詳細は実務研修実施先によって異なるため、1次選考を通過して候補者として採択された方に個別にお知らせいたします。

3. 対象者

将来的に日本コンテンツの海外展開に関わる国際プロデューサーになることを目指しており、海外のコンテンツビジネス関連企業等における実務研修（インターン）への参加を希望する方を対象とします。

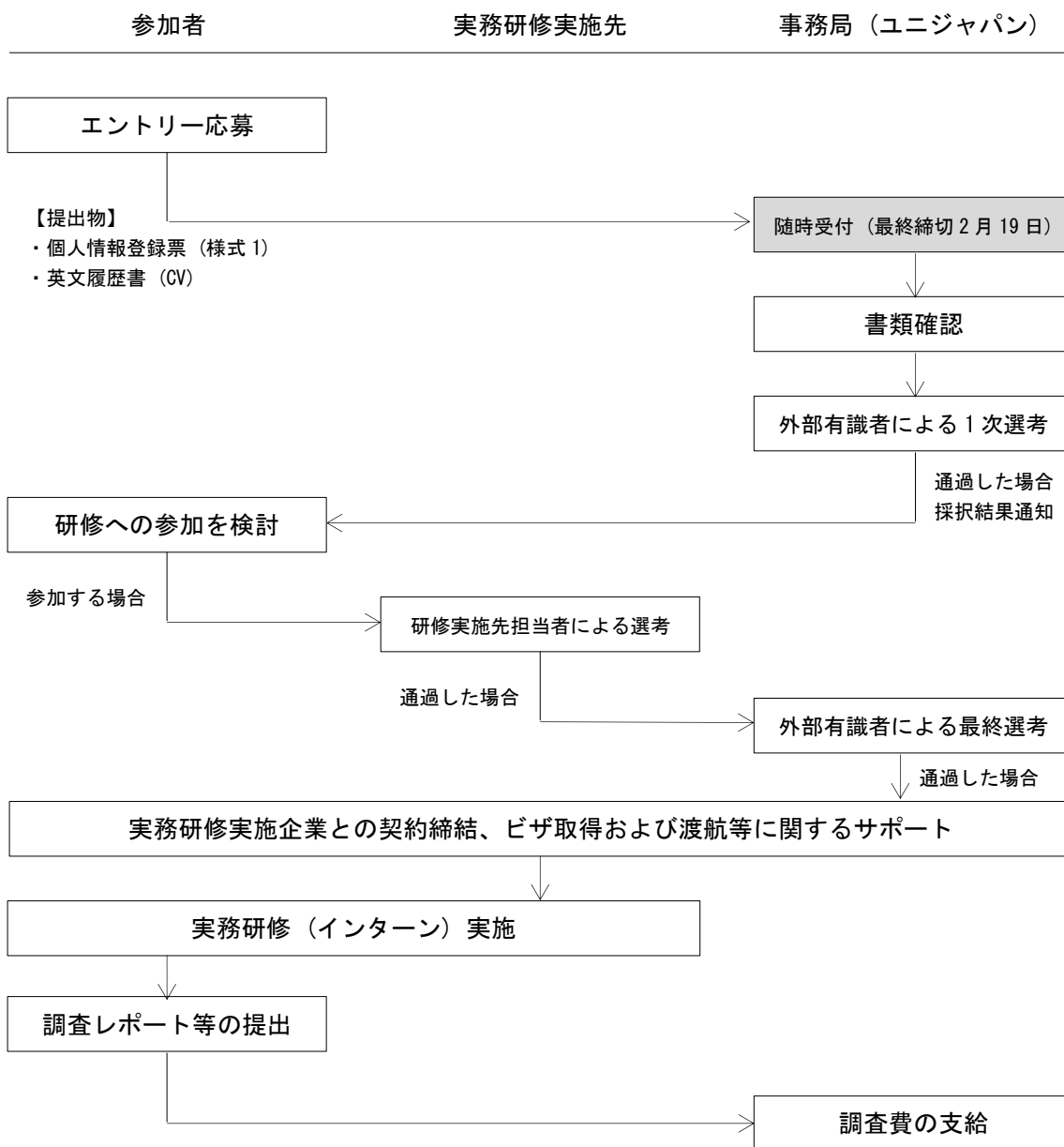
また、対象者は下記応募要件を満たすこととします。

○応募要件

- 日本国籍を有する、もしくは永住者または特別永住者として許可されていること。ただし、重国籍者は原則として対象としない。
- 現地で支障なく研修活動が行えるだけの語学能力とコミュニケーション能力を有していること。
- 米国等海外の企業におけるインターンシップに必要な査証を取得済み、あるいは取得できる見込みがあること。
- 応募時点で40歳以下であることが望ましい。

4. 応募から研修参加までの流れ

海外企業実務研修制度への応募から参加までの流れは下図のようになっております。各項目の詳細については以下をご覧ください。



○募集期間

平成 28 年 2 月 19 日（金）まで随時募集しております。ただし、予算が上限に達した場合や、実務研修実施先の受入人数上限に達した場合には、予告なく募集を締め切る場合がございます。

○応募書類

- 以下の書類一式をデジタルデータにて作成してください。なお、画像として作成する際には、文字が問題なく判別できる解像度で作成してください。
 - ・ 個人情報登録票（様式 1）
 - ・ 英文履歴書（CV）
- 提出された応募書類は海外企業実務研修支援対象者の選考、および関連する連絡以外の目的には使用しません。ただし、選考のために必要な場合には、応募書類を実務研修実施先企業等に提供することがあります。

○英文履歴書（CV）について

- 様式の指定はありませんが、一般的な英文履歴書の作成ルールを逸脱していると、選考時に不利となる場合もございますのでご注意ください。
- 作成にあたってのポイントや注意点などは以下のサイト等を参考にしてください。

【英文履歴書の書き方】

http://www.eresume.jp/resume_required.html

【GUIDELINES FOR A FILMMAKER'S RESUME】

<https://ucs.byu.edu/files/handouts/FilmResume.pdf>

○応募書類の提出先

応募書類のデータ一式は E-mail に添付して以下に送付してください。

公益財団法人ユニジャパン 内 人材育成事業運営事務局 宛

E-mail : hrd@uni-japan.org

※応募の際は、メールの件名（題名）を必ず「海外企業実務研修制度応募」とし、本文に、「氏名（ふりがな）」「所属組織名（部署名）」「電話番号」「E-mail アドレス」を明記してください。

※持参、郵送、FAX 等による提出は受け付けません。書類に不備がある場合は、選考対象となりませんので、注意して記入してください。

○選考について

(1) 事務局による書類確認

応募時の提出書類の記載内容が応募要件を満たしているかどうかについて、事務局による確認を行います。また、提出書類の内容や不明点の確認のために、必要に応じて電話等によるヒアリングや面接を行う場合もございます。

(2) 外部有識者による 1 次選考

応募者が実務研修実施先企業の求める条件に合致するかどうかを確認するために、有識者による選考を行います。また、必要に応じて面接や追加書類の提出を求める場合もございます。

(3) 実務研修実施先企業による選考

研修実施側が求めている人材像に合致しているかどうかを確認するために、実務研修実施先の担当者による選考を行います。なお、応募書類については、当該企業等に提供する場合がございました。また、必要に応じて追加書類の提出が求められる場合や、直接もしくは電話や Skype 等による面接を求められる場合もございました。

(4) 外部有識者による最終選考

有識者による第三者委員会において選考を行います。本人が日本コンテンツの国際展開および国際共同製作への貢献を志向しているか等、本事業の目的に合致した人物であるかどうかについて判断を行うために面接等を実施する可能性があります。また、必要に応じて追加書類の提出を求める場合もございました。

5. 支援内容

○契約サポート

実務研修を実施する海外企業等との契約に関するアドバイスやサポートを行います。

なお、実務研修の実施に関する契約については、原則として参加者本人に行っていただきます。本サポートは契約締結を確約するものではなく、契約を締結できなかった場合には、実務研修は中止もしくは内容が変更となる場合がございます。

○調査費支給

海外企業実務研修参加に必要な経費相当額を基準として、調査費が支給されます。

なお、調査費については、原則として実務研修実施先企業を通じて支給されますが、直接本人に支給するケースもあり得ます。

6. 支援条件

選考された実務研修支援対象者は、上記支援を受けるうえで以下の義務を果たしていただきます。

○実務研修実施期間中

- 研修報告、現地市場情報等、本事業運営事務局が課すテーマに基づき、毎月1回調査報告書を提出すること。

○実務研修終了後

- 本事業運営事務局の実施する国内外の人材育成セミナーやネットワーキング事業等に積極的に参加し、協力を行うこと。
- 実務研修終了後に、日本コンテンツの国際展開および国際共同製作への貢献を志向

して活動を行うこと。

7. 問い合わせ先

〒104-0033

東京都中央区新川 1-28-44 新川 K・T ビル 4 階

公益財団法人ユニジャパン 内 人材育成事業運営事務局

担当：吉住・塩田

TEL：03-3553-4781

E-mail：hrd@uni-japan.org

※お問い合わせはE-mail またはお電話にてお願いします。

※E-mail によるお問い合わせの際は、メールの件名（題名）を必ず「海外企業実務研修制度問い合わせ」とし、本文に、「氏名（ふりがな）」「所属組織名（部署名）」「電話番号」「E-mail アドレス」を明記願います。

【2月1日以降の住所および電話番号について】

公益財団法人ユニジャパンは平成28年2月1日（月）より事務所を移転いたします。2月1日以降のご連絡につきましては下記までお願いいたします。なお、E-mail については変更ございません。

〒104-0045 東京都中央区築地 4-1-1 東劇ビル 15 階

TEL：03-6226-3021